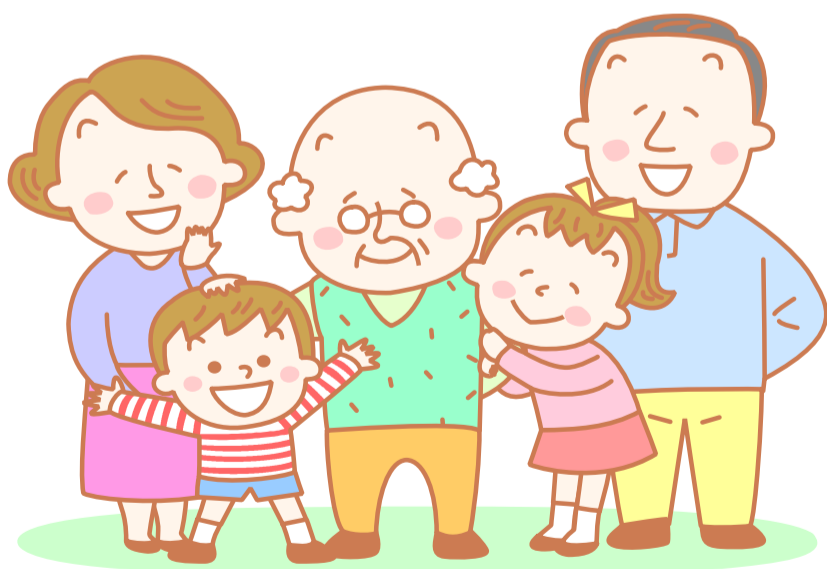


他のサービスとの違いは？

- 「通い」「お泊り」「自宅訪問」などのサービスを利用しても、いつも顔なじみの職員がお世話をさせていただきます。
- 少人数登録制の為、家庭的な雰囲気の中で、環境にも馴染みやすく、交流も密にとれる為、様々な要望を叶える事ができやすくなります。
- 月額定額制のため、介護保険利用限度額を超える心配はありません。
(他サービス併用・介護保険外費用(食費・宿泊費)を除く)
- 24時間年中無休なので、いざという時にも対応可能。
安心して在宅生活が送れます。
- 24時間年中無休なので、必要なサービスが可能な限り調整を行い、利用することができます。
- デイサービスに比べ、通いの提供時間も長めで延長料金などの加算もありません。



<利用料金>

介護保険適用					介護保険適用外	
小規模多機能 1ヶ月 (定額料金)	介護度	基本利用料 1割負担	基本利用料 2割負担	基本利用料 3割負担	利用料金	保険外単価
	要支援1	3,418円	6,836円	10,254円	朝食	300円/日
	要支援2	6,908円	13,816円	20,724円	昼食	500円/日
	要介護1	10,364円	20,728円	31,092円	夕食	500円/日
	要介護2	15,232円	30,464円	45,696円	宿泊費	1,100円/日
	要介護3	22,157円	44,314円	66,471円		
	要介護4	24,454円	48,908円	73,362円		
	要介護5	26,964円	53,928円	80,892円		

※ 宿泊費・食費は介護保険料に含まれておりません。

※ 登録した日から起算して、30日以内の期間は初期加算として1日につき30円を加算させていただきます。

サービス名	予防	要介護	サービス内容	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	640単位/月		研修を実施しており、介護福祉士が50%以上配置されていること。	
若年性認知症加算	450単位/月	800単位/月	若年性認知症利用者ごと個別に担当者を定め当該利用者の特性ニーズに応じたサービス提供を行なう。	
認知症加算(Ⅰ)			800単位/月	日常生活に支障をきたすような症状・行動が認められ、介護を必要とする方。(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)
認知症加算(Ⅱ)			500単位/月	日常生活に支障をきたすような症状・行動が認められ、周囲のものによる注意を必要とするもの。(要介護2と診断され認知症日常生活自立度Ⅱ)
看護職員配置加算(Ⅱ)			700単位/月	常勤かつ専従の准看護師1名以上配置している場合。
訪問体制強化加算			1,000単位/月	1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所を評価したもの。
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位/月		個別サービス計画について随時適切に評価され、計画の見直しの内容、説明・記録している場合。	
介護職員処遇改善加算	(基本料金+現加算分) ×0.102		介護に従事している職員の処遇を改善するもの。(10.2%)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(基本料金+現加算分) ×0.015		技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇を改善するもの。(1.5%)	

<短期利用型サービス料金>

利用者様の状態やご家族等の事情により、ケアマネージャーが緊急に利用することが必要と認められた場合、14日以内であれば通い・泊まりを利用することができます。（チューリップハウスの登録、空室に空きがある場合のみ対応いたします。

介護保険適用				介護保険適用外			
① 短期 利用料金 (日額)	介護度	基本利用料 1割負担	基本利用料 2割負担	基本利用料 3割負担	利用料金	保険外単価	
	要支援1	421円	842円	1,263円	朝食	300円/日	
	要支援2	526円	1,052円	1,578円	昼食	500円/日	
	要介護1	567円	1,134円	1,701円	夕食	500円/日	
	要介護2	634円	1,268円	1,902円	宿泊費	1,100円/日	
	要介護3	703円	1,406円	2,109円	/		
	要介護4	770円	1,540円	2,310円			
	要介護5	835円	1,670円	2,505円			
加算		1割負担	2割負担	3割負担	/		
②サービス提供体制強化加算Ⅰ		21円	42円	63円			研修を実施しており、介護福祉士が50%以上配置されていること。
介護職員処遇改善加算		(① + ②) × 0.102					介護に従事している職員の処遇を改善するもの。(10.2%)
介護職員等特定処遇改善加算		(① + ②) × 0.015			技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇を改善するもの(1.5%)		

社会福祉法人 葉山会
 小規模多機能ホーム チューリップハウス
 相談窓口担当：濱野(管理者)・高橋(計画作成担当者)
 連絡先：〒857-1162 長崎県佐世保市卸本町36-4
 TEL 0956-32-2554
 FAX 0956-32-2510



※ いつでもお気軽にご相談下さいませ。